

令和5年度 第3回生駒市地域公共交通活性化協議会
議事概要

日 時 令和5年12月21日(木) 午後2時～午後4時

場 所 生駒市コミュニティセンター 402 会議室

出席者

(委員) 小紫会長、土井副会長(議長)、森岡副会長、大西委員、柳谷委員、井上委員、葛城委員、池田誠也委員(代理:岩藤様)、小松委員(代理:前川様)、川本委員(代理:吉川様)、川口委員(代理:釈迦戸様)、今西委員(代理:浦久保様)、網蔵委員(代理:熊木様)、池田圭三委員、長崎委員、伊藤委員、坂本委員、矢田委員、鐵東委員、新井委員 ※森岡副会長、長崎委員は審議案件(2)終了後退席。

(事務局) 生駒市(山本副市長、米田建設部長、谷事業計画課長、浜田事業計画課課長補佐、菊池事業計画課交通対策係員)、一般社団法人システム科学研究所(高橋、柿菌)

欠席者 1名

傍聴者 4名

議 事

1 報告案件

(1) 各路線におけるコミュニティバスの利用状況について

(2) 市内バスネットワーク維持に向けた協議申し入れ対象路線の状況について

2 審議案件

(1) 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について

(2) 運賃協議分科会発足に係る協議会規約の改正について

(3) コミュニティバス各路線の見直しについて

(4) 桜ヶ丘地区コミュニティバスの実証運行計画(案)について

(5) 生駒市地域公共交通計画の改訂について

3 その他

【配布資料】

[前回協議会の議事概要]

[資料1] 各路線におけるコミュニティバスの利用状況について

[資料2] 市内バスネットワーク維持に向けた協議申し入れ対象路線の状況について

[資料2 参考資料1] 第6回三者協議ニュース

[資料2 参考資料2] バスに乗ろうポスターコンクール募集ポスター

[資料2 参考資料3] 富雄庄田線沿線自治会配布資料

[資料2 参考資料4] 生駒の公共交通を守る会から出された要望書

[資料2 参考資料5] いこまち掲載記事

[資料3] 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価

[資料4-1] 運賃協議分科会発足に係る協議会規約の改正について

[資料4-2] 運賃等の協議について

- [資料 4-3] 生駒市地域公共交通活性化協議会規約改正に係る新旧対照表
- [資料 4-4] 生駒市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約（案）
- [資料 4-5] 運賃協議分科会規程（案）
- [資料 5-1] コミュニティバス各路線の見直しについて
- [資料 5-2] コミュニティバス萩の台線の令和 6 年度の運行について
- [資料 6-1] 桜ヶ丘地区コミュニティバスの実証運行計画（案）について
- [資料 6-2] 桜ヶ丘地区コミュニティバス導入アンケートについて
- [資料 7-1] 生駒市地域公共交通計画の改訂について
- [資料 7-2] 生駒市地域公共交通計画の現計画と改訂案の比較
- [資料 7 参考資料] 事業進捗表
- [当日資料] 奈良交通路線バス収入状況について
近鉄総合案内センター及び駅係員の配置体制変更について
コミュニティバス鹿ノ台線の本格運行開始に関する記者会見資料

○会長から、金剛バスの廃止に伴う新たな交通サービスが開始したり、ライドシェアに関するニュースが全国紙で取り上げられたりするなど、前回協議会からの数ヶ月間で公共交通を取り巻く状況が変化している。生駒市や奈良県から全国へ公共交通の良い形を示し、具体化することができるように、協議会で忌憚のないご意見をいただきたい。との挨拶があった。

○議長から、公共交通は皆で支えないと持続することが難しいが、公共交通を持続することで車以外の移動手段がない住民の外出を促すことができる。外出の増加は、各個人の健康を維持するだけでなく、町が賑わうことで雇用が創出され、人口定着に繋がるため、公共交通は生活に欠かせないインフラである。本日はコミュニティバスの運行内容等の様々な議題があるため、積極的に意見交換をしていただきたい。との挨拶があった。

○事務局から、自治連合会の会議開催に伴い対象の委員が途中退席となるため、議事の順序を変更し、報告案件(1)を審議案件(5)の後とする。との説明があった。

主な議事内容

1 報告案件

(1) 各路線におけるコミュニティバスの利用状況について

○資料 1 に基づいて事務局から説明した。

○事務局から、光陽台線と西畑有里線と北新町線の 3 路線は前年を下回る利用状況となっている。コミュニティバスの運転手に対してヒアリングを実施した結果、自力でのコミュニティバス利用が困難な高齢者が移動手段を送迎に切り替えるなど、ヘビーユーザーの利用変化が原因であると推察される。コロナ禍前後における利用者層の変化が想定されるため、現況を踏まえて今後検討を進めることを考えている。との説明があった。

○議長から、ヘビーユーザーが外出を控えると利用者数に大きく影響するため、新規ユーザー開拓に向けて、自由な外出の機会創出を目的とした地域住民とのコミュニケーションが

重要である。コミュニティバス西畑線のような利用促進チラシの配布を、各路線で実施できれば良いのではないか。との発言があった。

○その他委員から特に意見はなかったことから、議長が報告案件(1)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

(2) 市内バスネットワーク維持に向けた協議申し入れ対象路線の状況について

○資料2、資料2参考資料1～5、当日資料に基づいて事務局及び委員から説明した。

○事務局から、富雄庄田線の利用促進の取組として、沿線の3箇所のバス停に対して市民からの寄付金を活用した上屋設置の準備を進めている。との説明があった。

○委員から、奈良交通の令和5年4月～11月の平均収支状況は、コロナ禍前の令和元年度同月を100とすると88.8まで回復している。令和4年度の乗合事業の収支状況は3億円の赤字であり、コロナ禍前と同程度まで回復しているが、補助金やコストカットの成果であるため、今後の継続が難しい。補助金等の5億円を除くと収支均衡には8億円の改善が必要であり、令和5年度は3億円弱の回復が見られるが更なる改善が必要である。また、人件費の増加も踏まえると、令和4年度から15.5億円程度の収支改善をしないと路線維持が難しい。令和6年2月からの運賃改定で半分程度は改善すると予想されるが、残り半分はインバウンドやCI-CAや路線改善等で収益を確保する必要がある。との説明があった。

○議長から、資料の種類が多いため、資料の説明箇所が分かるように、通しのページ番号を入れていただきたい。との発言があった。

○委員から、資料2参考資料4 P2の提案⑥について、令和3年6月改定以前の生駒市都市計画マスタープランには生駒駅周辺へのマイカー乗り入れ規制に関する記載はあったが、改定後のマスタープランでは記載されていない。資料の「マスタープランに記載はない」という文言は誤解を生む可能性があり、分科会は会議が非公開のため、誤解を生まないように資料の文言は特に留意いただきたい。との発言に対して、事務局から、協議会や分科会の各種資料は丁寧で分かりやすい形で作成する。生駒駅周辺へのマイカー乗り入れの記載に関して、改定後のマスタープランから記載が削除された経緯は部局が異なるため不明であるが、本件に関して、事務局から生駒警察署や奈良県警察本部に相談をしており、その際の回答内容より、現在の交通状況で規制をかけると周辺の狭隘道路に交通が集中する恐れがあり実現性が低いため記載が削除されたと推察される。との発言があり、会長から、他部局が策定した計画であっても、地域交通や公共交通に関する内容は協議会等で経緯を説明できるようにする必要がある。また、検討経緯を補足する等の丁寧な資料作りが必要である。との発言があった。

○委員から、資料2参考資料4は分科会の検討結果に基づいて作成されており、本資料を作成した生駒の公共交通を守る会の方が本協議会よりも早く分科会の検討内容を把握しているのか。本協議会における生駒の公共交通を守る会からの要望の取り扱いが不明である。資料2参考資料4 P1の項目3「地域公共交通活性化協議会分科会の公開」について、本協議会で結論を出すべき内容ではないか。との発言に対して、事務局から、資料2参考資料4の内容は第1回分科会の公表資料に基づいており、第1回分科会の結果及び資料は前

回協議会で報告・提示している通りである。分科会の公開に関して、前回の第2回協議会で種々の議論を踏まえた上で議長に取りまとめいただき、現行通りの非公開で進めているが、令和6年1月下旬～2月上旬に予定している第2回分科会において、第2回協議会の内容を共有するとともに、生駒の公共交通を守る会からの要望及び会議公開に関して協議する予定である。との発言があり、議長から、第2回分科会をできるだけ早く開催していただきたい。要望内容の共有自体は重要であるが、本協議会は要望内容を協議する会議ではないため、生駒の公共交通を守る会の方に三者協議に参加いただいて三者協議の中で意見交換をおこなってはどうか。との発言に対して、事務局から、生駒の公共交通を守る会の方は三者協議の存在を認識しており、事務局としても三者協議に参加していただきたいと考えている。との発言があった。

○委員から、富雄庄田線沿線のバス停における上屋の具体的な設置時期と場所を教えてください。との発言に対して、事務局から、高山町大北出身である寄付者の意見を踏まえながら、「たんだ橋」、「大北」（自治会館前）、「生駒北小中学校」の3箇所で上屋設置に向けて調整中である。令和5年12月20日に補正予算案が認められたため、奈良交通との手続きを進めていき、令和6年3月末までにせめて1箇所は上屋を設置できればと考えている。との発言があり、議長から、地域住民とバスの在り方について考えるきっかけとしていただきたい。との発言があった。

○委員から、市職員の職務上のバス利用環境整備に関して、目的地までの移動時間が車利用の方が短い場合は業務効率性の観点から公共交通利用を促進することに疑問が残るため、運用基準を教えてください。職務や地域を限定して導入しているのか。との発言に対して、事務局から、免許を持たない若年層の職員が近年増加しており、その職員が現場に向かう際には公用車を運転できる職員の同行が必要であることや、市内に狭隘道路が多く存在しており免許を持っていても運転に不安な職員が一定いること、市内出張の都度利用した公共交通機関の運賃の申請を行い、後払いされる運用となっているため、事前にチャージされたICカードを求める声があったことが試験導入の経緯である。移動手段は各職員の判断に任せているが、最終判断は各課の所属長がおこなうため、非効率な運用はないと考えている。との発言があり、議長から、実績をいづれご報告いただきたい。との発言があった。

○議長から、ひかりが丘住宅線・生駒ニュータウン線におけるサポーター制度も重要な取組であるため、他地域に対してPRしていただきたい。また、地域公共交通マップを市内転入者へ配布するだけでなく、費用とのバランスを考慮しながら、公共交通を利用した主要目的地である病院や駅等にマップを置いて多くの人に目を通してもらえるようにする必要がある。との発言があった。

○その他委員から特に意見はなかったことから、議長が報告案件(2)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

2 審議案件

(1) 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について

○資料3に基づいて事務局から説明した。

- 事務局から、資料 3 P15 の利用促進チラシを地元自治会と協議の上で作成し、令和 5 年 11 月に自治会内で配布した。との説明があった。
- 議長から、資料 3 P1 の⑤において目標と効果達成状況の評価を C としているが、目標値の 9 割程度まで回復している努力を考慮して、評価を B としても良いのではないか。との発言に対して、委員から、交通事業者及び沿線自治会の努力や補助事業年度内の人口減少を考慮すると、C は厳しい評価であると思う。との発言があり、委員から、評価基準を変えるということなのか。との発言に対して、議長から、目標を達成できていない点があった場合は評価を B とするため、目標値を 9 割程度達成している西畑線については取組内容を評価して C から B へ変更しても良いのではないか。との発言があり、委員から、評価基準を変えないことは重要であり、その上でプロセスを踏まえて加点して評価することは問題ないと考えている。との発言があり、議長から、A、B、C の評価基準は国土交通省が定めており、どのように評価するかは各協議会に判断が委ねられている。実績値から厳格に判断して評価を C とすることも考えられるが、今回は議論の余地があるため B とすることを提案した。問題なければ評価を B として、国土交通省から指摘があれば事務局から補足説明をおこなっていただいてはどうか。との発言があった。
- 議長から、評価を B とする場合は、補足説明として利用促進チラシの効果に関するコメントを加えてはどうか。との発言に対して、委員から、市民の視点からは、利用促進チラシは対象路線の現状が分かるため、積極的に実施していただきたい。との発言があり、事務局から、利用促進チラシは 11 月に配布したばかりであるため、効果は今後ヒアリング等を通して確認したいと考えている。また、令和 5 年 9 月末までの事業に対する評価であるため、令和 5 年 10 月開始の事業の評価時には利用促進チラシの配布効果に関して記載する予定である。との発言があった。
- その他委員から特に意見はなかったことから、議長が審議案件(1)について承認を求めた結果、評価を C から B へ変更することで全委員が承認した。

(2) 運賃協議分科会発足に係る協議会規約の改正について

- 資料 4-1~4-5 に基づいて事務局及び委員代理から説明した。
- 委員代理から、独占禁止法に抵触しない形で運賃協議をおこなうために、活性化協議会と分ける形で新たに協議会を設置する。構成員は、市町村、協議運賃を定めようとするバスまたはタクシー、住民意見代表者、地方運輸局長に限定する。活性化協議会と並行して開催する場合は、構成員が一度退席して協議する形とする。協議にあたり、市町村はあらかじめ公聴会ないしはパブコメや広報誌等の代替措置をおこなう必要がある。との説明があった。
- 副会長から、本協議会の下に運賃協議分科会を設ける形になるのか。との発言に対して、事務局から、コミュニティバスの運行に関しては本協議会で協議するが、運賃は別途協議となるため、活性化協議会の下部組織として運賃協議分科会を設置することに問題がないことを確認している。との発言があり、議長から、活性化協議会の中で運賃に関する意見交換をおこなうことは問題ないが、運賃決定は運賃協議分科会でおこなうということである。との発言があった。

○副会長から、資料 4-5 において構成委員に当該路線の関係地区の自治連合会長とあるが、対象路線によって参加する自治連合会長が異なるということをご理解いただきたい。という発言に対して、議長から、基本的には本協議会の後に運賃協議分科会を開催する形となるため、委員長の選出等をできる限りパッケージ化するとスムーズに進行できるのではないかと。という発言があった。

○その他委員から特に意見はなかったことから、議長が審議案件(2)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

(3) コミュニティバス各路線の見直しについて

○資料 5-1、5-2 に基づいて事務局から説明した。

○議長から、萩の台系統と萩の台住宅系統は名称が似ているため、利用者が路線を間違えることはないのか。との発言に対して、事務局から、自治会名が路線名となっているため、地元住民は路線判別ができていると認識している。との発言があり、議長から、路線を間違える人が増えたら対応をお願いしたい。との発言があった。

○その他委員から特に意見はなかったことから議長が審議案件(3)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

(4) 桜ヶ丘地区コミュニティバスの実証運行計画（案）について

○資料 6-1、6-2 に基づいて事務局から説明した。

○議長から、短い停留所間を利用しやすくするために、サブスクリプション制の運賃の導入を地域住民と相談して検討してみてもどうか。との発言に対して、事務局から、新たに実証運行をおこなう路線であるため、地元と調整した上で、実験的な取組として導入可能性を検討していきたい。との発言があり、委員から、コミュニティバスの運賃は奈良交通の運賃に準拠して、お釣りが発生しないように設定している。サブスクリプション制を導入することでお釣りが不要となるため、令和 6 年 2 月の奈良交通の運賃改定に合わせたコミュニティバスの運賃設定がしやすくなるのではないかと。との発言に対して、議長から、奈良交通の運賃改定以降に、コミュニティバスの運賃に関して本協議会で意見交換をさせていただきたい。との発言があった。

○その他委員から特に意見はなかったことから議長が審議案件(4)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

(5) 生駒市地域公共交通計画の改訂について

○資料 7-1、7-2、資料 7 参考資料に基づいて事務局から説明した。

○事務局から、今回の改訂内容は軽微であるため、パブリックコメント等を実施せず、本日の議論を踏まえて決定とさせていただく。との説明があった。

○議長から、議論が必要な改訂箇所や重要な改訂箇所を事務局から追加で説明いただきたい。との発言に対して、事務局から、フィーダー補助を次年度以降も申請することができるように、資料 7-2 P22～25 の通り、補助系統の位置づけや必要性等に関する記載を追記している。また、資料 7-2 P35 の通り、地域公共交通利便増進実施計画の策定に向けて利便増

進実施計画やネットワーク再編などの検討に関する記載を追記している。との発言があった。

- 議長から、資料7参考資料の事業進捗状況についてご説明いただきたい。との発言に対して、事務局から、資料7参考資料の中で、実施中の事業はオレンジ色、事業完了した事業はグレーで網掛けをしており、実施中の取組内容を赤字としている。特にコミュニティバス鹿ノ台線の令和6年1月からの本格運行開始は、計画策定後の大きな成果である。との発言があった。
- 議長から、軽微な変更であるためパブリックコメントを実施しないと説明があったが、計画改訂に関する市民への周知はしっかりと実施していただきたい。との発言があった。
- その他委員から特に意見はなかったことから議長が審議案件(5)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

3 その他

(1) 今後の会議予定等

- 委員から、近畿日本鉄道では、昨今の雇用不足や長期的な人材確保、適材適所を理由に駅係員の配置体制変更をおこなう。白庭台駅と学研北生駒駅では、現行は駅係員1名が各駅の配置時間帯を定めた上で2駅を担当しているが、変更後は配置時間帯を定めずに担当する形となる。学研奈良登美ヶ丘駅では、現行は助役1名と駅係員1名の2名体制であるが、変更後は駅係員が廃止となり助役1名のみとなる。令和6年1月10日から4月20日の試行期間で実態を確認した上で、本実施に移る。駅係員の代わりに担う近鉄総合案内センターは、インターホンやモニターや駅務機器等でオペレーターが遠隔対応を実施する部署である。約200名の職員が1日約6000件を対応している。将来的にはインバウンドや聴覚障がい者には、チャット形式の対応も現在検討中である。車いす利用者については、日常的に駅を利用する方には事前に利用時間帯を確認することで確実に対応し、突発的に駅を利用する方には即座に係員を配備することで対応する。との説明に対して、議長から、ユーザーや周辺住民への周知をお願いしたい。との発言があった。
- 事務局から、桜ヶ丘地区コミュニティバスの第1回運賃協議分科会を、本協議会終了後に引き続き開催する。また、コミュニティバス鹿ノ台線について、令和6年2月の奈良交通の運賃改定を踏まえた、令和6年4月からの運賃改定の実施に向けて、令和6年2月頃に運賃協議分科会の開催を予定している。第4回協議会は令和6年3月15日（金）14時から生駒市役所4階大会議室で開催する予定である。との説明を行った。

以上